

○高松市香南楽湯条例施行規則

平成18年1月6日

規則第26号

改正 平成21年11月24日規則第58号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市香南楽湯条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市香南楽湯条例（平成17年高松市条例第188号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 高松市香南楽湯（以下「香南楽湯」という。）の開館時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

(1) 浴場施設 午前10時から午後11時まで（入場は午後10時30分までとする。）

(2) 健康増進室（マッサージ室） 午前11時から午後10時まで（入室は午後9時までとする。）

(3) レストラン及び喫茶店 午前9時から午前11時までの範囲内で市長が施設ごとに定める時刻から午後4時30分から午後9時までの範囲内で市長が施設ごとに定める時刻まで

(4) 売店 午前9時30分から午後8時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 香南楽湯の休館日は、毎月第3水曜日（その日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日とする。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(入館者等の遵守事項)

第4条 香南楽湯の入館者（以下「入館者」という。）又は条例第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の事項を守らなければならない。

(1) 他の入館者の迷惑となる行為をしないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

(3) 火気を使用しないこと。

(4) 危険物又は動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者が同伴する身体障害者補助犬については、この限りでない。

(5) 許可なく物品等の販売又は展示、びら等の配布その他これらに類する行為をしないこと。

(6) その他香南楽湯の係員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第5条 入館者又は使用者は、香南楽湯の施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、高松市香南楽湯施設・設備等損傷・滅失届（別記様式）を直ちに市長に提出しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第6条 条例第6条第5項第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 香南楽湯の維持管理

(2) 香南楽湯の利用に関する業務のうち、次に掲げるもの

ア 物品等の販売又は展示、びら等の配布の許可に関する業務

イ 第4条第6号の規定により係員が行う業務に係るもの

ウ その他市長が必要と認める業務

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成21年11月24日規則第58号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）高松市長

届出者 住 所  
氏 名 ㊟  
（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）  
電話番号 ー

高松市香南楽湯 施設 損傷・滅失届  
設備等

次のとおり高松市香南楽湯の施設・設備等を損傷・滅失したので届けます。

損傷・滅失場所	
損傷・滅失日時	年 月 日（ ） 時 分ごろ
損傷・滅失箇所 （物件）及び数量	
損傷・滅失の内容	
損傷・滅失の理由	

備考 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。